

保育を必要とする全ての児童の入所枠確保に向けた新たな取り組み（案）

平成31年4月の保育を必要とする全ての児童の入所枠確保に向けて、市民の保育ニーズに、よりきめ細かく対応します。

●平成30年度予算に基づく認可保育所等の公募結果と開設状況 … 資料 2 - 3

○一般公募における事業者の応募促進の取り組み

（平成30年度当初予算計上事業）

- ・ 保育所分園の賃借料加算補助の創設
- ・ 認定こども園移行に伴う施設整備補助金の拡充

新 都市部における保育所等への賃借料支援事業の創設
建物賃借料（実勢価格）と賃借料加算（給付費）の差額を補助 … 資料 2 - 3

拡 民間保育所整備用地提供促進補助金の拡充
建て貸し方式（建物賃貸）にも補助対象を拡大 … 資料 2 - 3

○既存施設における受入枠確保の取り組み

新 ICTによる利用申込者への情報提供 … 資料 2 - 3

- ・ メール配信の登録を頂いた保護者に、保育所空き情報が更新されればメールで通知する。
- ・ マップ上で入所希望条件（年齢・距離・現所在地）を指定すれば、条件に見合った保育所を案内できる機能を備える。（マッチング機能）

新 期間限定保育の実施 … 資料 2 - 3

- ・ 新規開設の認可保育所等の余裕スペース（4・5歳児の保育室）を活用して、1歳児を対象に1～2年間に限定した利用決定を実施

拡 障がい児を含む保育ニーズへの対応について … 資料 2 - 3

○その他の取り組み

新 「育児休業制度」改善要望 … 資料 2 - 3

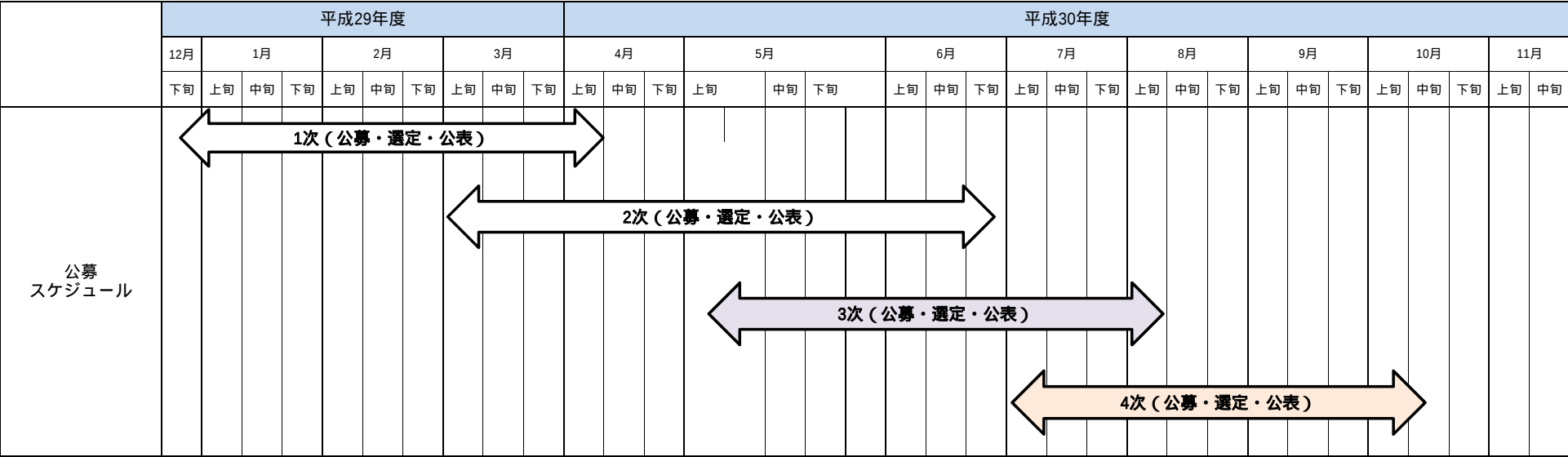
平成30年度予算に基づく認可保育所等の公募状況

平成30年5月10日時点

予算目標 (入所枠)	4,054	内容	箇所数	入所枠
		公募(補助金対象)	101	3,728
		認可保育所	31	2430
		地域型保育所	70	1298
		既存園の増改築	7	206
		認定こども園 (拡充分)	5	120

選定状況等			箇所数	入所枠
選 定 済	H31.4開所	認可保育所等	4	328
		うち市有財産活用	(1)	(78)
		小規模保育事業所	4	62
		うち市有財産活用	(1)	(12)
		認定こども園	2	46
		増改築	4	157
	計		14	593
差し引き(予算整備量－選定済み数)			99	3,461
応 募 ・ 選 定 手 続 き 中	認可保育所		7	562
	うち市有財産活用		(4)	(330)
	小規模保育事業所等		4	48
	うち市有財産活用		(4)	(48)
	認定こども園		17	315
	合計		28	925

保育所等設置運営法人の公募について
 ○平成30年度保育所等公募スケジュール（案）



< 参考 >

○選定法人公表後の手続き等に要する期間

		保育所等	小規模等
補助金交付決定事務手続き		1月	
施設実施設計		0.5月	
入札（公告期間含む）		1.5月	
工事	新築	6月	—
	改修	2～3月	
社会福祉法人新設		2～3月	—

新築は9月
 改修は5～6月

3次公募 法人選定後の想定スケジュール

手続き等		保育所等
選定法人公表		8月上旬
補助金交付決定事務手続き 施設実施設計等（1.5 か月）		9月下旬
入札（公告期間含む：1.5 か月）		1 1月上旬
工事	改修（2～3 か月）	1月上旬～2月上旬
	新築（6 か月）	平成 31 年 5 月上旬

都市部における保育所等への賃借料支援事業の実施について

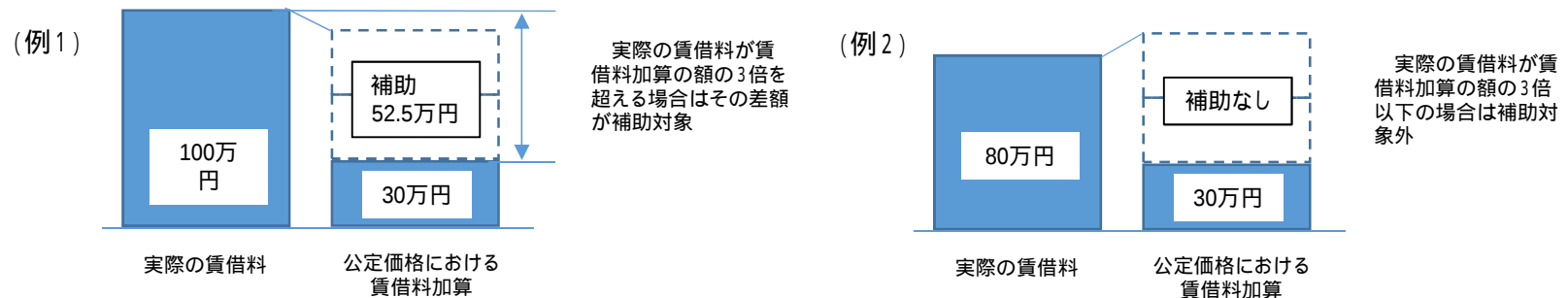
○これまでの本市での取組(民間保育所整備促進賃借料補助金)

- ・賃貸物件を利用した保育所等の整備について、本市では「民間保育所整備促進賃料補助金」を設け、市単費負担により実施してきた
- ・市内で地価の高い区(7区:北、福島、中央、西、天王寺、浪速、阿倍野))に限定し、保育所等の定員に応じて一定額を整備時に補助
(定員50名、60名の施設の場合:1,200万円 定員70名以上の施設の場合:1,600万円)

○「保育対策総合支援事業費補助金」による「都市部における保育所への賃借料支援事業」

- ・国において「保育対策総合支援事業費補助金」による「都市部における保育所への賃借料支援事業」が、平成29年度に創設された
- ・建物借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設又は事業を行う者に対して、施設の建物借料から公定価格における賃借料加算の額との差額の
一部(国負担:9/20、市負担:6/20の見込み(平成31年度以降))を補助する

< 補助額のイメージ >



(例1) 補助額は $(100 - 30) \times 3/4 = 52.5$ 万円となり、事業者負担は17.5万円(月額)。

(例2) 補助の対象外となり、事業者負担は50万円(月額)

○他都市における賃借料に対する補助金の例

都市名	補助対象額	期限	備 考
東京都	4,500万円 / 年 (保育施設)	開設後5年	・ 5年経過後は2,200万円 / 年 ・ 運用は市区町村により異なる
横浜市	140万円 / 月 (1,680万円 / 年)	原則5年 (最大10年)	・ 地域、定員に応じて補助額が変動
千葉市	100万円 / 月 (1,200万円 / 年)	5年 +開園前6か月	・ 賃料が賃借料加算の2倍を超える物件が対象
名古屋市	72万円 / 月 + 礼金12月分 (864万円 / 年 + 礼金)	10年 (ただし毎年度検討) +整備改修期間	・ 重点地域の礼金は21月分

(今後の方針案)

- 平成30年度1・2次公募が低調 ➡ 応募促進のため、更なるインセンティブが必要
- 待機児童数の減少による潜在保育需要の掘り起しが予想される ➡ 引き続き整備促進を図る

 国制度を活用し、現行の賃借料補助制度を拡充する方向で検討する

・ 民間保育所整備促進賃料補助金 ・ 保育所への賃借料支援事業	} 制度の 再構築		応募のインセンティブとなるよう、今後の 公募において、保育事業者に周知する
--	--------------	---	--

○ 対象施設、対象地域、補助対象額、補助期間等については、他都市事例等を参考に検討する

民間保育所整備用地提供促進補助金の対象拡大について

資料2 - 3

○これまでの本市での取組

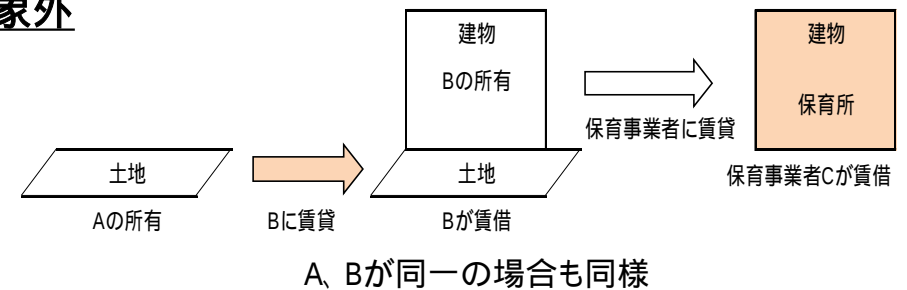
(民間保育所整備用地提供促進補助金)

・保育所用地の不足を解消するため、土地所有者が保育事業者に保育所を設置する目的で直接土地を賃貸する場合に限り、その土地にかかる固定資産税等相当額の10年分を、本市が土地所有者に対して補助している



○現在の手法における課題

(1)当該土地(A所有)に保育事業者以外の者(B)が保育所等を新築し、保育事業者(C)に賃貸する場合  **補助対象外**
(建て貸し方式:土地所有者等が借家人の望む仕様の建物を建築して賃貸する建物賃貸借の一形態)

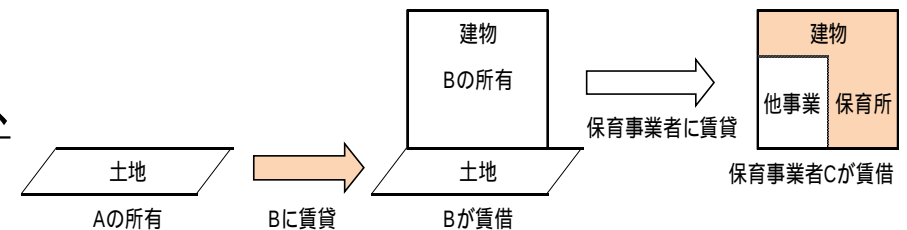


➡しかし土地・建物所有者、保育事業者が協議して保育所等を新築するケースは、実質的には保育事業者に土地を提供していることと同様と考えることができる。

➡平成29年度でも建て貸し方式が2件あり、補助対象とすることで、整備が促進される可能性あり

(2)当該土地(建物)を保育事業用途に加え、他用途でも使用する場合  **補助対象外**

➡基本的に単年度の補助事業のため、大規模な複合施設は工期的に困難だが、工期的に可能な場合は補助対象化により整備促進される可能性あり



（対応案）

■ 土地所有者の保育所への用地提供のインセンティブ向上案 ➡ 建て貸し方式についても補助対象化

○ 対象施設: 次のいずれにも該当する場合

整備費補助の対象地域内に新築する施設

保育事業者の選定後に、新たに建物を建設する場合

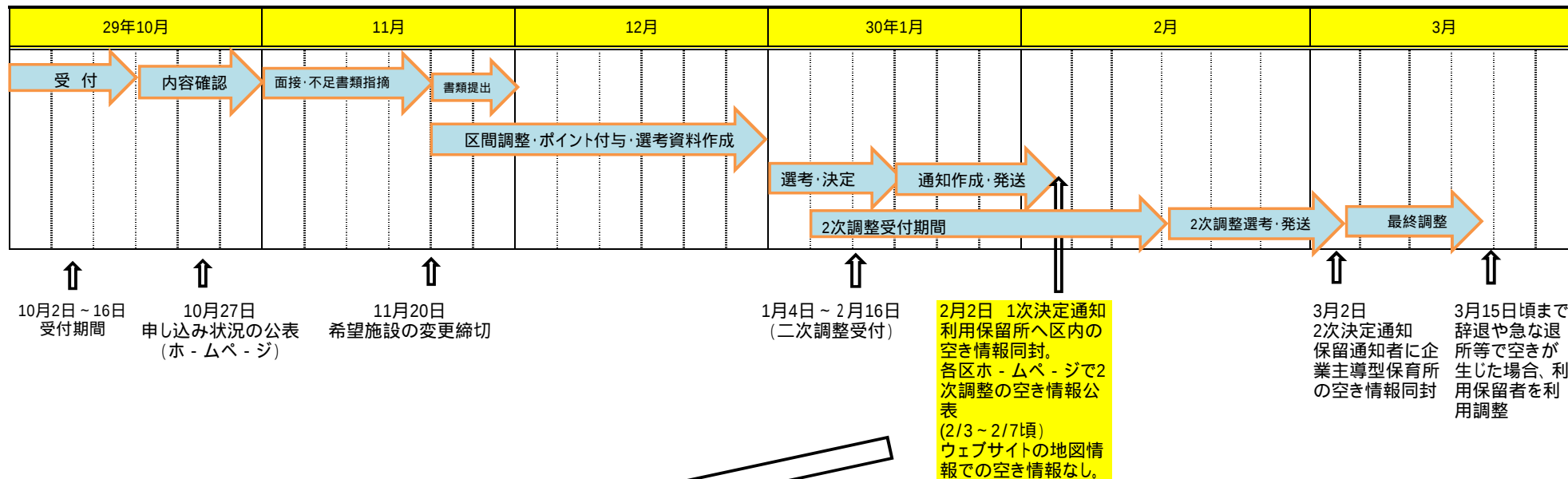
賃貸借契約の期間が土地及び建物ともに10年以上のもの

■ 保育所以外の用途も含めた複合施設を建設する場合、利用状況に応じて面積按分し補助対象化

○ 当該建物を他用途にも供用する場合には、面積按分し、使用面積に応じた補助額とする

➡ 法的リスク審査も踏まえ、対応を進める。

1. 保育所入所事務(一斉入所)の流れ(平成30年4月1日入所)



ホ・ムベ・ジ上の空き情報イメージ(保留通知に送付)

施設名	所在地	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
○ ○ 保育所		0	0	0	1	0	1
▲ ▲ 保育所		0	0	0	0	0	0
□ □ 保育所		1	0	0	0	1	1
× × 保育所		0	1	0	0	0	0

地図情報は2次調整の空き情報が更新されておらず、距離感もつかめずこの時点で利用できない



他区の状況はどこに掲載されているの？

1歳児の空き枠のある施設は？

通える範囲の施設は？

保護者が入所可能な保育所の選択の幅を広げられるために、ICTを活用した保育所空き情報提供の機能強化を図る。

3. 対応策と期待できる効果

【対応策】

- 1次調整後、速やかに地図情報に2次調整向けの空き情報を掲載。
- ・ 4月～1月までは翌月からの年度途中利用分の空き情報、2月初旬には次年度4月一斉利用の2次調整分の募集数を掲載
- メ - ル会員登録者に対して、地図情報の更新情報をメールにて配信。
- 地図情報とのマッチング機能の向上
- ・ 地図上に利用希望する歳児、保育所を探す中心点（自宅・駅等）からの距離（半径500m・1km・2km）を指定し、保育所を探す中心点を地図上で指定すると、中心点から指定する距離内にある希望歳児に空きのある施設を表示できるようにする。

【期待できる効果】

- 利用保留となった保護者が速やかに、他区の施設も含め、ニーズにマッチした空き施設の情報を効率的に取得できることにより、選択の幅が広がることで、2次調整における利用決定者の増加が見込める。（入所率の向上）
- 保護者から区の保育担当者・コンシェルジュが空き施設の提供の依頼を受けた場合にも、地図情報を活用して他区の施設も含めより精度の高い空き施設の提供が可能となり、きめ細かい対応ができる。（業務の効率化及び市民サ - ビスの向上）

保育所空き状況 追加機能

追加機能1

■ 年齢別のチェック機能

・0歳～5歳のチェックボックスをタップすると、空きがない場合は保育所等のアイコンが灰色になる。

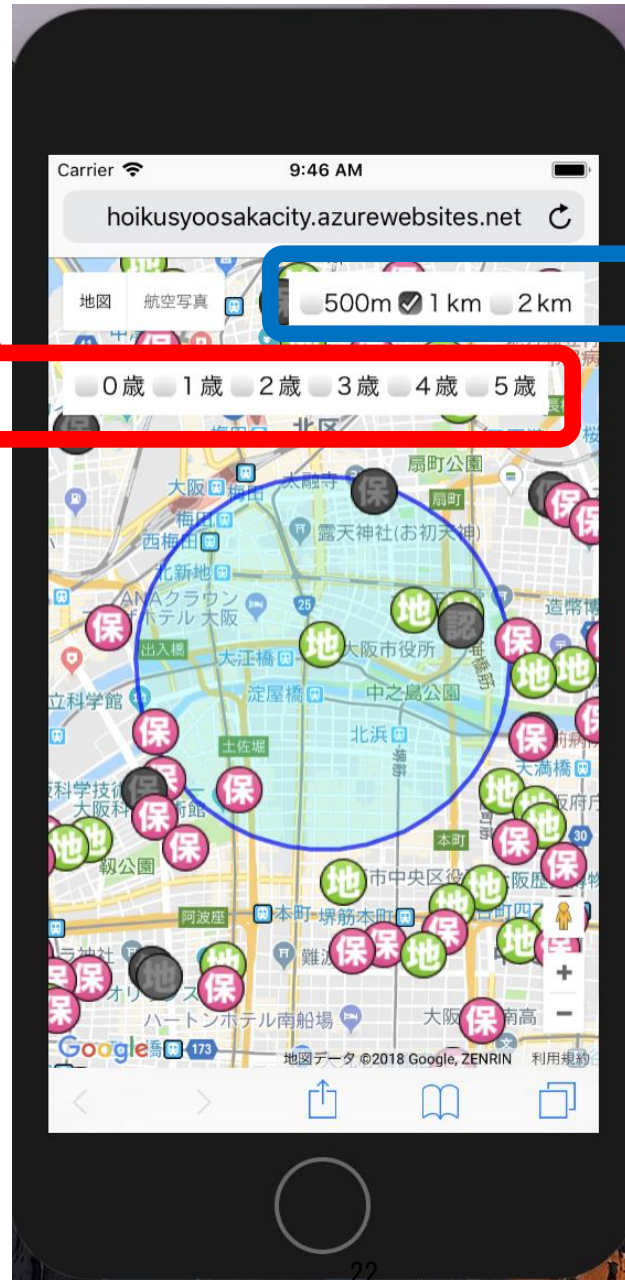
・0歳と2歳など、複数年齢が同時に空いているかの検索にも対応。
(最大2の6乗=64通り)

追加機能2

■ 距離の目安

・地図の中心地点から、半径500m、1km、2kmの円を表示。

・自宅や駅などから保育所等のおおよその距離のはかる。

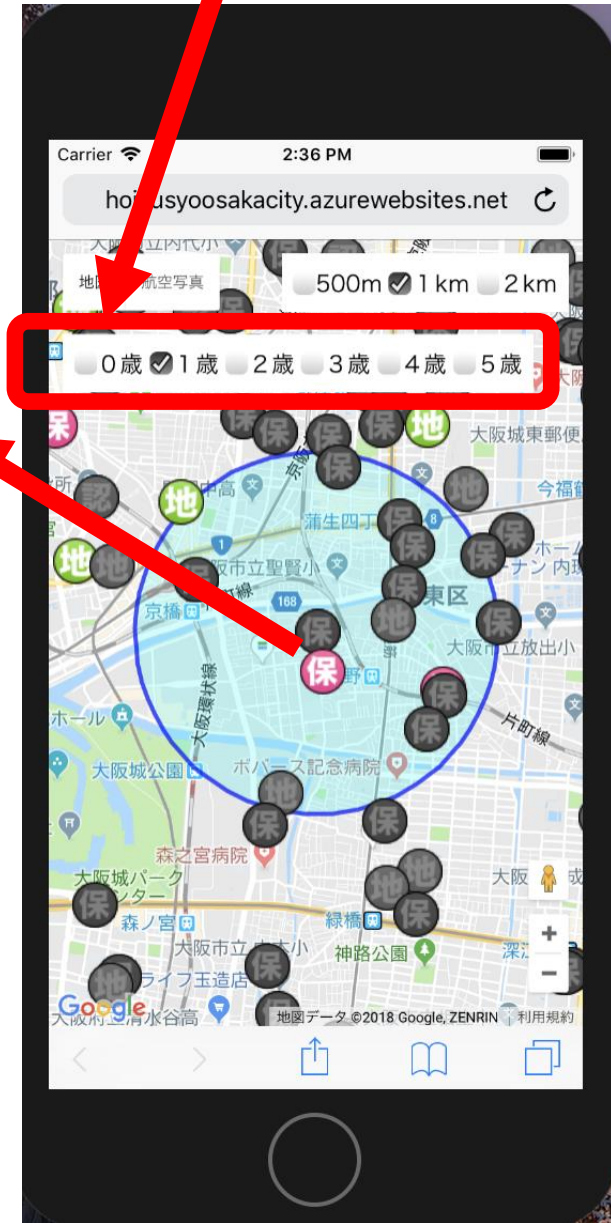


保育所空き状況 検証用サイト QRコード



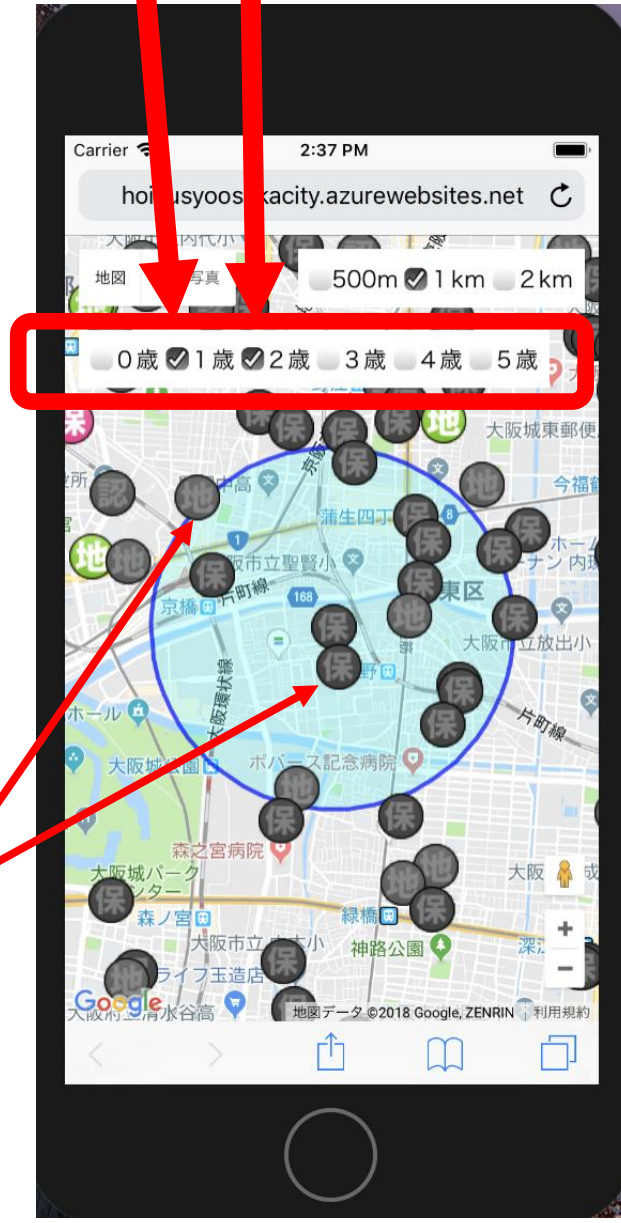


1歳をチェック



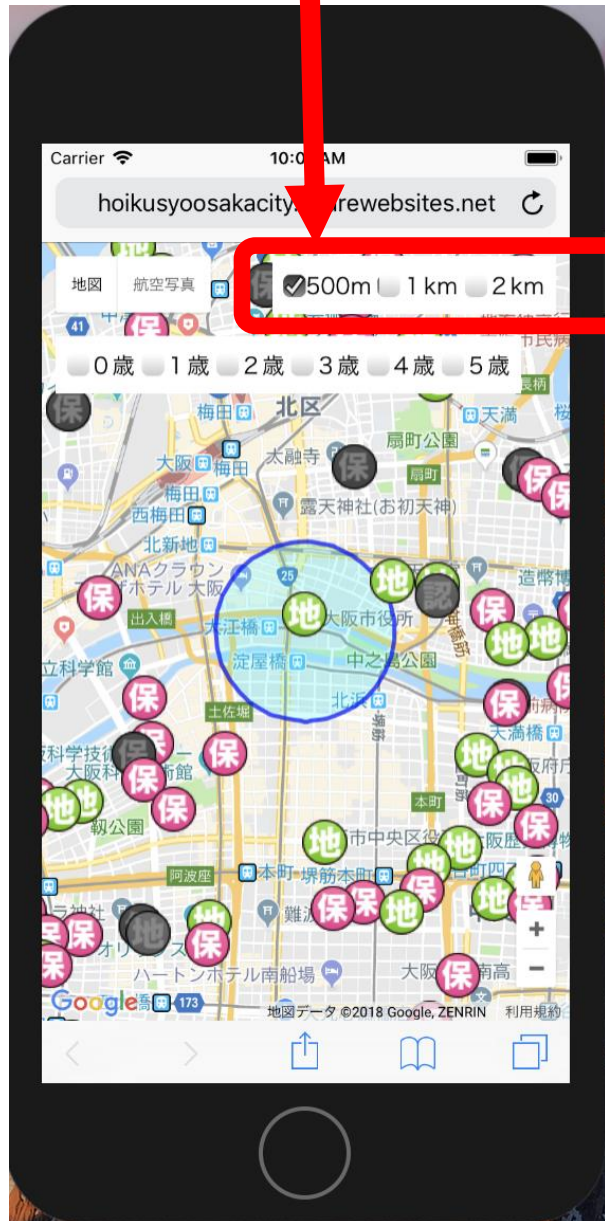
(保)をタップすると
空き状況表示

1歳と2歳をチェック

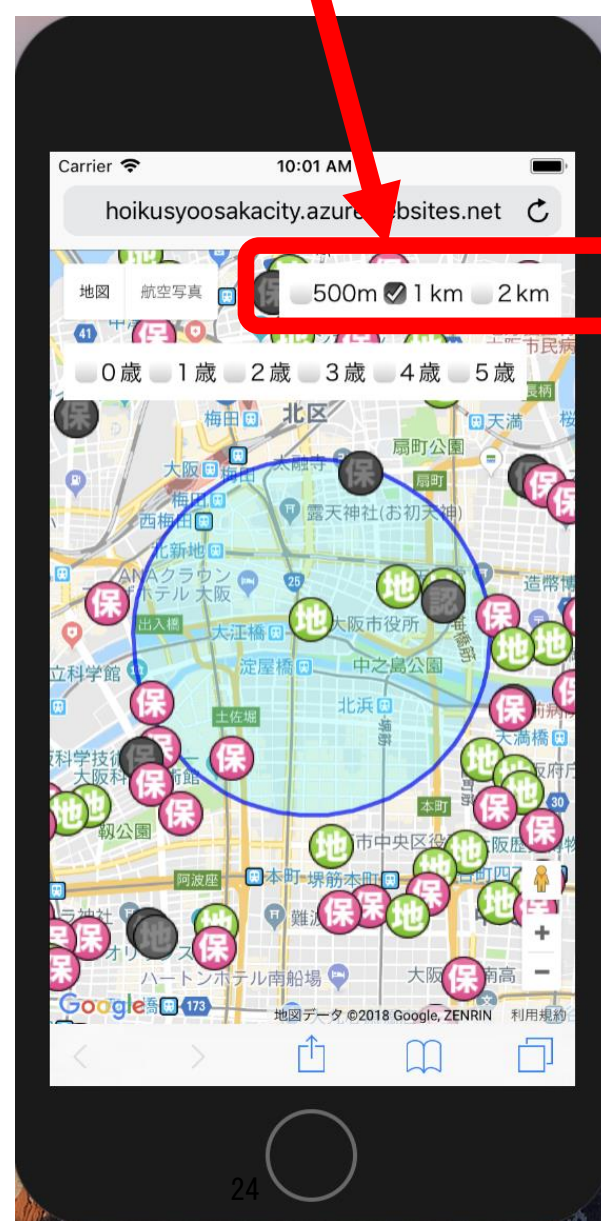


グレーに変化

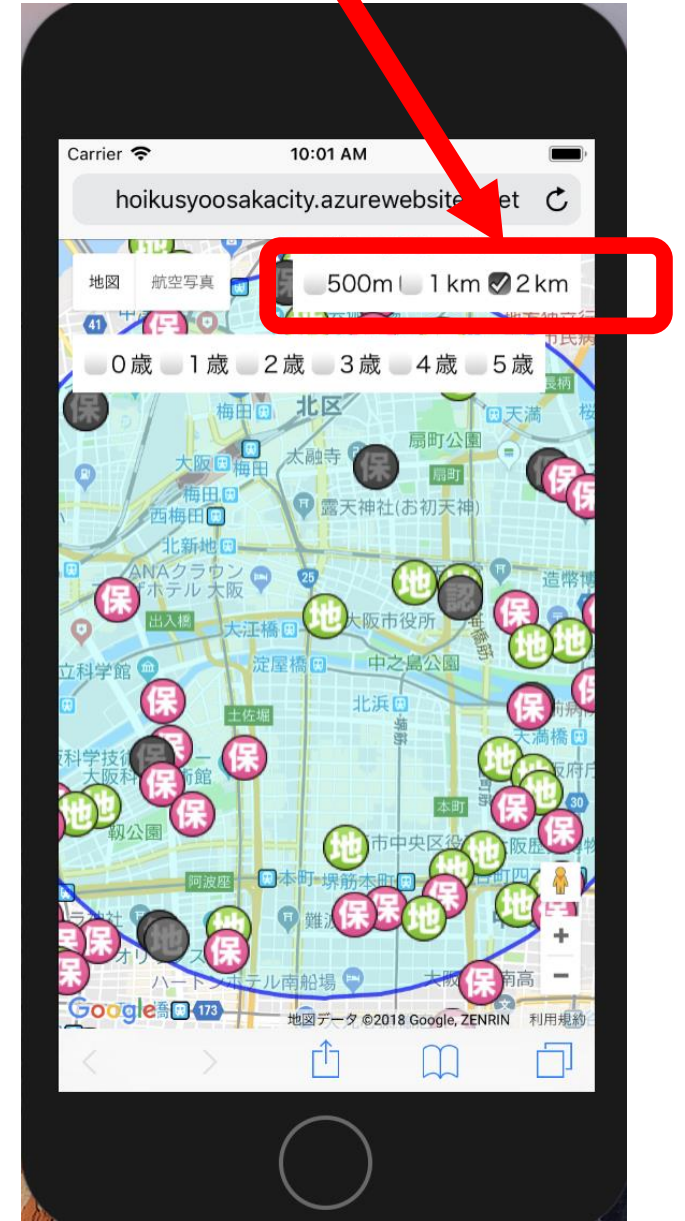
500m



1km



2km



『期間限定保育』について

資料2 - 3

『期間限定保育』とは

- ・認可保育所の新規開設時において、4・5歳児はほとんど入所しない傾向
- ・4・5歳児の保育室を活用し、待機児童が多い1歳児を受入
- ・1年間もしくは2年間限定
- ・既に仙台市、さいたま市、東京都文京区、練馬区、中央区、渋谷区等で実施

期間限定保育のイメージ(定員80人の場合)

年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員		6人	12人	12人	15人	17人	18人
期間限定 保育併設 期間	1年目 (利用数)	6人	12人	12人	8人	4人 (4歳児3人 5歳児1人)	期間限定 1歳児6人
	2年目 (利用数)	6人	12人	12人	15人	11人 (4歳児8人 5歳児3人)	期間限定 2歳児6人
平常化	3年目 (利用数)	6人	12人	12人	15人	17人	18人

(2歳児) 卒園

● 対応案

他都市事例を参考に、大阪市においても、期間限定保育を導入することにより、利用保留児童の解消に寄与できると考えられる。

(対応案概要)

- ・児童福祉法上の保育：施設型給付による対応
- ・対象施設 活用できる空き保育スペースのある園（新設園中心）
- ・対象者 利用保留の1歳児
- ・利用期間 最大2年間限定
- ・期間満了後の扱い 通常の利用調整（小規模卒園児と同等の加点とする）

○平成30年4月1日開設園は26園と非常に多く、園によっては人材を確保したにも関わらず、4・5歳児の入園が少ない園もある。

早急に制度化することで、保育士を確保できている園は受入が可能となる

(課題)

- ・保育事業者との調整（設備面の対応、保育士の雇用など）
- ・区役所との調整（給付システム上の対応、期間限定保育の利用調整、業務の流れなど）

●平成30年4月1日開設園の4・5歳児入所状況

	定員			利用者数										
行政区	0～3歳	4～5歳	総定員	0～3歳						4～5歳				合計
				0歳	1歳	2歳	3歳	小計	充足率	4歳	5歳	小計	充足率	
北区 A	52	38	90	6	12	18	17	53	101.9%	5		5	13.2%	58
北区 B	42	28	70	5	10	12	14	41	97.6%	5	1	6	21.4%	47
北区 C	48	42	90	8	12	10	5	35	72.9%	3		3	7.1%	38
都島区 A	47	28	75	4	12	11	14	41	87.2%	3		3	10.7%	44
都島区 B	48	34	82	6	13	11	12	42	87.5%	2		2	5.9%	44
福島区 A	41	29	70	3	12	12	20	47	114.6%	1		1	3.4%	48
西区 A	69	44	113	11	23	21	21	76	110.1%	15	1	16	36.4%	92
西区 B	46	34	80	9	12	10	5	36	78.3%			0	0.0%	36
西区 C	45	36	81	5	18	16	11	50	111.1%	4	1	5	13.9%	55
西区 D	44	36	80	6	12	12	12	42	95.5%	3		3	8.3%	45
西区 E	36	24	60	6	8	10	10	34	94.4%	3	2	5	20.8%	39
天王寺区 A	46	34	80	6	12	12	20	50	108.7%	2		2	5.9%	52
天王寺区 B	46	34	80	6	12	12	16	46	100.0%	2		2	5.9%	48
浪速区 A	43	27	70	4	11	14	13	42	97.7%	9		9	33.3%	51
西淀川区 A	46	34	80	9	15	12	9	45	97.8%			0	0.0%	45
西淀川区 B	46	34	80	9	12	6	9	36	78.3%	2		2	5.9%	38
東成区 A	46	34	80	6	12	12	6	36	78.3%	3		3	8.8%	39
東成区 B	46	34	80	5	11	8	6	30	65.2%	2	2	4	11.8%	34
旭区 A	43	27	70	6	13	7	5	31	72.1%	3		3	11.1%	34
旭区 B	56	34	90	4	14	10	11	39	69.6%	1	1	2	5.9%	41
城東区 A	84	54	138	12	24	23	10	69	82.1%	7		7	13.0%	76
阿倍野区 A	42	28	70	4	10	13	10	37	88.1%	1		1	3.6%	38
阿倍野区 B	43	27	70	9	9		6	24	55.8%		1	1	3.7%	25
住之江区 A	46	34	80	9	10	11	5	35	76.1%	5	1	6	17.6%	41
住吉区 A	55	36	91	10	12	13	9	44	80.0%	1		1	2.8%	45
住吉区 B	54	36	90	5	11	12	8	36	66.7%	4	1	5	13.9%	41
	1,260	880	2,140	173	332	308	284	1,097	87.1%	86	11	97	11.0%	1,194

0～3歳は充足率87%

4～5歳は充足率11%

4・5歳児の入所状況は11%

この空きを活用して1歳児を受入

障がい児を含む保育ニーズへの対応について

資料2 - 3

公立保育所における障がい児の受入体制確保の取組み

- ・ 公立保育所の場合、保育士は重度の障がい児に1:1、重度以外の障がい児に2:1で対応
- ・ 現在、障がい児の受入については、原則的に一般任期付職員及び非常勤嘱託職員による対応としている。
- ・ 入所後に障がい認定される児童が毎年数十人おり、これに対応する一般任期付職員の確保を一層図る必要がある。

公立保育所における保育士 採用試験実施状況(平成29年度)

	採用試験 実施回数	募集数に対する割合		
		応募者数	合格者数	採用者数
一般任期付	7回	77%	71%	52%
非常勤	9回	19%	17%	15%

障がい児の受入に必要な職員の確保に取り組んでいるが、十分な人数の応募がない。

応募が低調な要因として、民間事業者による常勤保育士確保の影響等がある。

平成29年度における障がい児受入の現状

	公設置公営	公設置民営	民間保育施設
施設数	64	35	377
受入施設数	61	33	254
受入割合	95.3%	94.2%	67.4%

民間保育施設における障がい児の受入も進んではいるが、受入体制が十分確保できないなどの理由から、対応には限界が生じている。

利用保留児童の多い区における、公立保育所の受入枠確保の取組み

- ・ 一般任期付職員の確保による人材確保が進まないことから、待機児童に影響の少ない地域から受入枠の制限を実施してきたが、地域における利用保留児童などの保育ニーズにきめ細やかに対応する必要がある。



上記のような課題に対応するため、将来的な公立保育所数を見据えた本務保育士の確保を進めることで、待機児童の早期解消を図る。

「育児休業制度」の改善を求める要望について

○「育児休業」と「保留通知」

- ・ 1年以上の育児休業、給付金を受給するにはいわゆる「保留通知」等が必須とされている。
- ・ すなわち、法令上、育児休業を延長するための要件として、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、・・・当面その実施が行われない場合」であることが必要とされ、この要件に該当することの証明書類として、保護者は保留通知の提出を育児休業延長の際ハローワーク等から求められる。

○「保留通知」の入手を目的とした保育所利用申込

- ・ この保留通知は、「第1希望の保育所での受け入れができない者についても、・・・交付」すること（厚生労働省通知）とされているため、あえて人気が高く入所困難な保育所1か所のみを希望して申込みば、他に入所可能な保育所が近隣にあっても、保留通知を入手することが可能になっている。
- ・ 報道等によれば保留通知欲しさに上記のような保育所利用申込を行っている方もいるとのことで、制度の趣旨から逸脱した運用がなされているのが現状である。

○30年4月1日待機児童の状況

- ・ 厚生労働省の待機児童の定義によると、「親が育児休業中」で復職の意思がある場合は、待機児童数に含めることとされている。（復職の意思のない方は待機児童数から除外する）
- ・ 育児休業者総数は453人であり、うち「調査日時点で復職の意思がない」ことを表明した者は244人である。

○他都市の国への要望等 ➡ 実現にいたっていない

- ・ 29年6月に横浜市が要望（希望すれば育児休業を延長できるように）
- ・ 29年度、世田谷区、川崎市、東京都が規制改革推進会議で問題提起

○要望内容 ➡ 保留通知ではなく、証明書で育休延長を可能とする

- ・ たとえば保留児童が発生している自治体を「入所困難地域」と指定し、当該自治体の発行する証明をもって育休延長を認めることにすれば、「保留通知」目的の利用申請とともに保留児童も減少する
- ・ 副次的な効果として、育休延長の希望が叶えられ、少子化対策の一環にもなることも見込まれる



< 今後の方針 >

- ・ 政令指定都市課長会（5月17日～18日）で議題としており、政令市へ同調を呼びかける（議題として登録済、別途、岡山市からも同様の案件登録があるとのこと）。
- ・ 地方分権改革の案件として内閣府地方分権改革室と調整中であるが、今後正式提案を行う。

育児休業等延長のための「保留通知」を目的とした利用申込み調査

1 調査結果（24 区）

- ・平成 29 年度の年度途中入所と平成 30 年度の一斉入所の申込みについて調査。
- ・保護者が、育休等を延長するために保育所入所保留通知書を入手する目的で申込みをしている旨、明らかにしているケースが 777 件 確認された。

○主な事例

区役所に下記のような内容の問い合わせをしたうえで、入所申込みをする例

- ・「保育所に入所したくないので絶対に入所できない保育所を教えてほしい。」
- ・「育休延長をしたいのだがどのようにすればよいか。」
- ・「入所保留通知が欲しいがどのようにすればよいか。」

2 このような申込みが解消された場合の影響

- ・仮に国の制度改正により、保育所入所保留通知書の提出が育休等の延長の要件でなくなった場合、上記の目的の入所申込みはなされなくなると考えられ、その結果、年度途中入所と一斉入所の双方において、0 歳児と 1 歳児の**新規利用申込数と利用保留児童数が減少することになる。**